

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民参加による活力あるまちづくりを推進するため、自発的かつ自主的に公益的な活動を実施する団体等に対し、市が所有する物品を公務に支障のない範囲で貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出しをする物品（以下「貸出物品」という。）は、市長が別に定める。

2 貸出物品は、富津市内においてのみ使用することができる。

(貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象となる団体等及び活動は、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員とする団体等で、かつ、主たる活動の場が富津市内にあるものにおける、地域づくり活動その他の公益的活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、営利活動、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする団体等又は活動は、貸出しの対象としない。

(申請)

第4条 貸出物品を借り受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、原則として、借受日の1箇月前までに市民課に事前予約を行った上で、当該借受日までに貸出物品借用申請書兼誓約書（別記様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(貸出料等)

第5条 貸出物品の貸出料は無料とする。ただし、貸出物品の使用に必要な燃料費、消耗品費等は申請者の負担とする。

(貸出期間)

第6条 貸出物品の貸出期間は、原則として3日以内とする。

(貸出し及び返却)

第7条 貸出物品の貸出し及び返却は、市長が別に定める場所において、市の職員の立会いのもとに行うものとする。

2 前項の職員は、貸出し時及び返却時の確認に当たっては、申請書裏面の貸出し時・返却時チェックシートを用いるものとする。

3 第1項の貸出し及び返却は、次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間

に行うものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（目的外使用及び転貸の禁止）

第8条 申請者は、貸出物品を自らの責任において管理し、貸出目的以外の目的での使用又は転貸をしてはならない。

（事故、故障等への対応）

第9条 申請者は、貸出物品に損害を与えたときは、修繕又は賠償の責任を負うものとする。

2 貸出物品の使用によって生じた事故等については、申請者の責任において処理するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。